

下関港長州出島客船誘致促進補助金交付要綱

制定 令和5年4月17日

改正 令和6年3月25日

(趣旨)

第1条 この要綱は、クルーズ観光客による市内経済の活性化のため、下関港長州出島へのクルーズ客船の寄港等に係る費用の一部を補助する下関港長州出島客船誘致促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クルーズ客船 外航クルーズを行うことができる旅客輸送用の船舶をいう。
- (2) クルーズ 移動のみを目的とせず、客船に乗ること自体を主目的の一つとして客船内での宿泊を伴う旅行をいう。
- (3) 船社 クルーズを目的とした客船の運航事業を営む者をいう。
- (4) 船舶代理店 船社又はその日本法人との契約に基づき、客船の入出港手続き、運航に関しての様々な手配、クルーズ関係手続等の諸事務の代行業務を営む者をいう。
- (5) チャーターラー 船社と傭船契約を締結しクルーズを主催する者をいう。
- (6) 寄港等 クルーズにおいて、乗客の乗下船を伴う発着地又は発着地までの途中寄港地として入出港することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者であって、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の実施に伴う費用を負担しているもの（自ら補助対象事業の実施に係る作業等を行う者を含む。）とする。

- (1) 船社又はその日本法人
- (2) 前号の者の船舶代理店
- (3) チャーターラー

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象

者としない。

(1) 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有している事業者

(2) 前号に掲げる者のほか、補助金の趣旨から補助対象者とするのが適当でないとして市長が認める者

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、クルーズを目的として、クルーズ客船を下関港長州出島に寄港等させる事業であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) クルーズの乗客等の乗船又は下船があり、かつ、寄港地観光等により本市への経済効果が見込めるものであること。

(2) 台風等回避のためその他緊急の理由による臨時入港でなく、寄港予定日の7日前までに正式な入港の予約が得られていること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、下関港長州出島にクルーズ客船を寄港等させる際に使用する、曳船に要する費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の補助金の額は、補助対象事業の回数にかかわらず、1回のクルーズにつき130万円を限度とする。

（交付の申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、下関港長州出島客船誘致促進補助金交付申請書（様式第1号）及び実績報告書（様式第2号）に、次に掲げる関係書類を添えて、補助対象事業に係るクルーズ客船が下関港長州出島に寄港等した日（補助対象事業を複数回行った場合にあつては、その最後に行った補助対象事業に係るクルーズ客船が下関港長州出島に寄港等した日）から起算して3月を経過する日又は当該年度の3月末日のいずれか早

い日までに、これを市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る見積書又は請求書の写し

(2) 補助対象経費の支払を確認できる資料

(3) 第4条第1号に規定する要件を満たした事業であることを確認できる資料

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付申請を行うことができる回数は、補助対象事業の回数にかかわらず、1回のクルーズにつき1回とする。

3 前項の規定にかかわらず、複数の年度をまたぐ期間行われるクルーズ中の2以上の年度において補助対象事業が行われる場合は、補助金の交付申請は、当該補助対象事業が行われる年度ごとに行わなければならない。この場合において、それぞれの申請の期限は、第1項の規定の例によるものとする。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付決定及び額の確定を行うものとする。

(交付決定等の通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、下関港長州出島客船誘致促進補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第3号)により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないとき、補助金を交付しない旨を当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第10条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、下関港長州出島客船誘致促進補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求書の提出を受けた日から30日以内に当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(検査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し質問をし、若しくは報告を求め、又は第11条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月17日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定をした補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。